掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部（以下「当機構」という。）の「令和8年度首都圏等航空写真撮影業務」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1　入札公告の掲示日

令和8年7月7日（火）

2　発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

3　業務の概要

（1）　業務名称

令和8年度首都圏等航空写真撮影業務

（2）　業務の目的

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部（以下「当機構」という。）が所管する都市再生事業実施地区等における状況を記録するため、航空写真の撮影を行うものである。

（3）　業務内容

本業務の内容は、別添「仕様書」のとおり。なお、仕様書別紙については別途交付する。詳細は下記19を参照すること。

（4）　履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月12日（金）まで

4　競争参加資格

（1）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

（2）令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない者も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、「6競争参加資格の確認」の競争参加資格確認申請書提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ、開札時までに認定を受けている必要がある。

（3）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。(詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・ 契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

(5) 令和5年度以降、東京都特別区を対象とする本業務と同種業務(航空写真の撮影業務)について履行完了した実績を1件以上有することを本入札説明書様式2の書面にて証明した者であること。

5 担当部署

(1) 競争参加資格及び契約に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課
電話 03-3347-4252

(2)申請書及び資料に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業調整部企画課
電話03-5323-0978・03-5323-0747(担当:岡田・長谷川)

6 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、東日本都市再生本部長(以下「本部長」という。)から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)、(3)～(5)までに掲げる事項を満たしているときは、競争参加資格審査申請書を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に競争に参加することができる。ただし開札日までに当該要件を満たさなかったときは、提出された入札書等を無効とする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出期間

令和8年7月8日(水)から令和8年7月23日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし正午から午後1時の間は除く)

②提出場所

上記5(2)に同じ

③ 提出方法

持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「申請書在中」と朱書きすること及び速やかに連絡可能な内容を説明できる者の連絡先を同封すること。なお、電送によるものは受け付けない。

（2）提出資料　　イ　令和8年度首都圏等航空写真撮影業務 提出書類一覧表
　　　　　　　　ロ　競争参加資格確認申請書（様式1）
　　　　　　　　ハ　航空写真撮影業務の業務実績に関する証明書（様式2）

　掲示された様式1、様式2の項目をもとに作成する。文字サイズは11ポイントとする。欄外の注書は削除しても差し支えない。

（3）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月30日（木）に郵送により通知する。

7　その他

（1）申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（2）提出された申請書及び資料は、返却しない。

（3）本部長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

（4）提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

（5）競争参加資格の確認結果通知用の返信用封筒として、長3号の封筒に簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手460円を貼り、提出者の住所、企業名、担当部署、担当者名を記載し、提出すること。

8　掲示文兼入札説明書に対する質問

（1）この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

①　提出期限

令和8年7月30日（木）午後4時

②　提出場所

上記5(2)に同じ

③　提出方法

提出場所へ持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し「質問書在中」と朱書きすること。

(2)　上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①　閲覧期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月19日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）

② 閲覧場所

上記5(2)に同じ（閲覧は事前連絡し予約をとること）

9　入札書の提出期限及び提出場所

（1）提出期限

令和8年8月20日（木）午後4時

（2）提出方法

持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、二重封筒にし、中封筒には入札書のみを入れ、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、電送によるものは受け付けない。

（3） 提出場所

〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話03-3347-4252

10 開札の日時及び場所

（1）日時
令和8年8月21日（金）午後2時

（2）場所
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 会議室

11 入札方法

（1） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添3入札及び見積心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

16　手続における交渉の有無

無

17　契約書作成の要否等

別添1に定める「請負契約書（案）」により契約を締結するものとする。また、同日付けで別添2に定める「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を締結すること。

18　支払条件

完了払い

19　仕様書別紙の交付及び関連情報を入手するための照会窓口

仕様書別紙については非開示とする。交付に際しては、入札公告の掲示日から競争参加資格申請書の提出期限の前日までの間、手渡しにて交付するので、あらかじめ交付希望日時を上記5（2）に連絡のうえ、交付を申し出ること。なお、交付にあたっては、別紙 「秘密保持に関する確約書」が必要となるので持参すること。当該仕様書別紙については、むやみに第三者に対し提供しないこと。また仕様書別紙によって得た情報は本入札対象案件についての検討等を行う目的にのみ使用すること。

20　その他

（1） 入札参加者は、別添3「入札及び見積心得書」及び別添1の請負契約書（案）を熟読し、入札心得を順守すること。

（2） 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（3） 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

（4）　 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表について同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等に応じない相手方については、その名称等を公表することがある。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及

び数量、契約年月日、契約先の名称、契約の金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

（提出資料一覧表）

令和８年度首都圏等航空写真撮影業務　　提出書類一覧表

（法人等名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　下表は、本件業務の申請に際し必要となる書類一覧です。この一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格申請書と一緒に令和８年７月23日（木）までにご提出ください。
3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。
4　返信用封筒として、表に申請者の住所・商号又は名称・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

項番	書類名称	提出部数	備　　考（使用する様式）	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書	１部	（様式１）	
2	航空写真撮影業務の業務実績に関する証明書	１部	（様式２）	
3	航空写真撮影業務の業務実績を証明する添付資料	１部	令和５年度以降に完了した同種業務の契約書・仕様書の写し	

（様式 1）

（用紙A4）

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　　　松村　秀弦　　殿

住　　　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先（電話番号）１　：
連絡先（電話番号）２　：

令和８年７月７日付けで公示がありました「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

以　上

○本競争に必要な業種区分「役務提供」の登録状況（申請時点）
以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり
□　申請中　　⇒　□　新規または更新　　□　工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）
□　済　　　　⇒　有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							

注）なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

（様式 2）

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

航空写真撮影業務の業務実績に関する証明書

同種業務種別	令和5年度以降、東京都特別区を対象とする航空写真の撮影業務
契約件名	
契約先	
契約期間	
業務概要	

※　令和５年度以降、東京都特別区を対象とする本業務と同種業務（航空写真の撮影業務）について履行完了した実績を１件以上有することを本様式にて証明すること。

※「業務概要」は航空写真を撮影した範囲がわかるように記入すること。

※　業務の契約書、仕様書が確認できる資料を添付すること（提出に支障のある箇所はマスキング可）。

なお、秘密保持契約締結等により情報の開示が困難な場合は、本様式の記載内容が事実と相違ないことを誓約する書面（任意様式）に代表者印押印の上で提出すること。

（別紙）

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部
　本部長　松村　秀弦　殿

（住所）
（会社名）
（代表者名）　　　　　　　　　実印

秘密保持に関する確約書

当社は、「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」への参加検討（以下「本件検討」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

（秘密情報）

第１条　この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

一　貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報

二　貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報

三　当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

四　貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

３　当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

（目的外利用の禁止）

第２条　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

（秘密保持義務）

第３条　当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

２　当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

３　前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

４　第２項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

５　第２項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

６　当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

（秘密情報の返還等）

第４条　当社は、第６条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

（事故時の対応）

第５条　当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

２　本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

（確約書の有効期間）

第６条　確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和８年８月20日までとします。

ただし、第４条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も５年間有効に存続するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第２項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

（損害賠償）

第７条　当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

（反社会的勢力の排除）

第８条　当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

２　当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３　当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一　脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二　偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

４　当社が反社会的勢力若しくは第２項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第４条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

５　前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

６　前５項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前５項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

（権利譲渡の禁止）

第９条　当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

（管轄裁判所）

第10条　当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
　本部長　松村　秀弦　殿

（住　所）
（会社名）
（代表者名）　　　　　　　　　　印

受領書

　掲示文兼入札説明書の内容を確認の上、「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に係る仕様書を受領いたしました。

以　上

（ご担当者様のご連絡先）
　御部署
　御氏名
　tel）　　－　　－　　　　fax）　　－　　－

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の３か月以内発行）もしくは届出書類の写しを添付すること。

別添１

請 負 契 約 書（案）

１　契約の名称　　　令和８年度首都圏等航空写真撮影業務
２　仕様　　　　　　別添仕様書のとおり。
３　履行期間　　　　令和８年　　月　　日から
　　　　　　　　　　令和９年　２月12日まで
４　契約金額　　　　金　　　　　　　　　　円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金　　　　　　　　　円）
５　支払条件　　　　完成払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。
この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　　住　所
　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

受注者　　　住　所
　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
２　受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。
（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（一括再委託等の禁止）
第３条　受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請

け負わせてはならない。
２　受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
（特許権等の使用）
第４条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
（仕様書等の変更）
第５条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
２　前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（業務の中止）
第６条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。
２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（受注者の請求による履行期間の延長）
第７条　受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。
（損害の負担）
第８条　業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。
（検査及び引渡し）
第９条　受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に

業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
3　前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
4　発注者は、第２項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。
5　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

（契約金額の支払い）

第10条　受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。
2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。
3　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第２項又は同条第５項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第11条　発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
2　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
一　履行の追完が不能であるとき。
二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第12条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発

注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一　第２条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三　履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四　正当な理由なく、第11条第１項の履行の追完がなされないとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第２条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二　引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三　受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八　第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十　第20条の２第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条　第13条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第16条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第17条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第５条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が３分の２以上減少したとき。

二　第６条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の２分の１を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条　第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第19条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一　履行期間内に業務を完了することができないとき。

二　成果物に契約不適合があるとき。

三　第13条又は第14条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第19条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反

する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第20条　発注者の責めに帰すべき理由により第10条第２項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第21条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第９条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　第１項において受注者が負うべき責任は、第９条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

４　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第22条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第23条　受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（適用法令）

第24条　この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第25条　この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第26条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以　上

別添２

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和8年　　月　　日付けで締結した「令和8年度首都圏等航空写真撮影業務」（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（ 以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1 条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（ 以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（ 以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（ ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ 、ＤＶＤ－Ｒ等) をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2 条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3 条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1 通を保有する。

令和8年　月　　日

発注者 住所　　東京都新宿区西新宿六丁目5 番1 号
氏名　　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　　松村　秀弦

受注者 住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（別添）

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

(1)　外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。

(2)　情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。

① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。

・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。

・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採るとともに、親展で送付する。

・携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に注意する。

② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。

(3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

入札等に係る提出書類について

使用印鑑届の提出について

1　入札書へ押印する場合は、入札書の提出期限までに、入札書への押印を省略する場合は、落札者として決定したのち契約書を提出するまでに、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）を提出してください。

（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

入札日当日の提出書類について

開札に立ち会う場合、入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を開札日に提出してください。

一　代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印　　　　　　　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代　　表　　者　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　松村　秀弦　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印	実印 又は 使用印	実印	実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日 ← **提出日**

住　　所　　○○○○○○○○○○○○
会 社 名　　○○○○株式会社
代 表 者　　代表取締役　○○　○○　印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構　○○
　○○長　○○　○○　　殿

← **使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名**

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

入札及び見積心得書（物品購入等）

別添３

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

４　前項の入札書又は見積書は、掲示文兼入札説明書に示した日時までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）

して行う。

二　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

（再度の入札又は見積り）

第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約内容説明）

第12条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第13条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければなら

ない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。
３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第14条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

入　　札　　書

金　　　　　　　　　　　　　　　　円也（税抜）

ただし、「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」

掲示文兼入札説明書、入札及び見積心得書（物品購入）及び仕様書を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印※１

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　印※１

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）:
担　当　者（会社名・部署名・氏名）:
※２　連絡先（電話番号）１　:
連絡先（電話番号）２　:
※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

記載例

入　　札　　書

金　　　　　　　　　　　　　　　　円也（税抜）

ただし、「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」

掲示文兼入札説明書、入札及び見積心得書（物品購入）及び仕様書を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　　所　　○○○○○○○○

商号又は名称　株式会社○○○○

代表者氏名　　代表取締役　○○　○○　　　　印※１

代理人氏名　　　　　　　　○○　○○　　　　印※１

実印又は使用印

代表者本人の氏名

※代理人の場合
代理人の氏名

※代理人の場合
委任状により届け出た使用印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

※押印省略場合は記載
連絡先は責任者と担当者で2以上記載することが望ましいが、１つしか無ければ１つでも可。

押印する場合は空欄

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○　○○部　部長○○　○○
　　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○　○○部　○○　○○
※２　連絡先（電話番号）１　：　○○-○○○○-○○○○
　　　連絡先（電話番号）２　：　○○-○○○○-○○○○

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
　　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

（封筒見本）

表

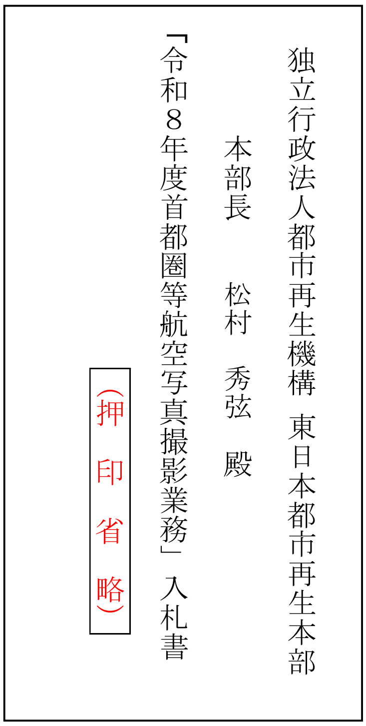

※入札書の押印を省略する場合は、
（押印省略）と朱書き

裏

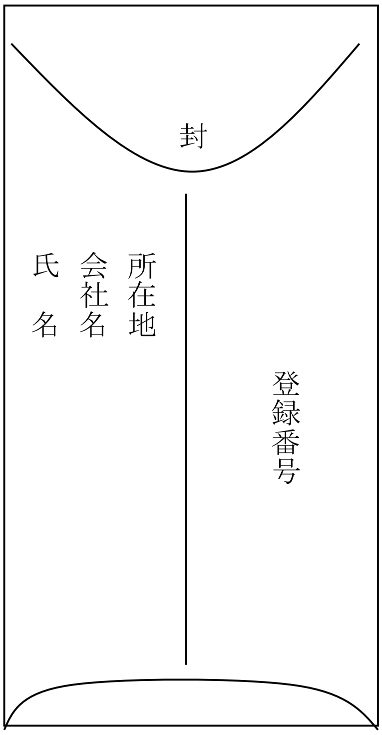

（委任している場合は、代理人の氏名）

※ 入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。

※ 封筒の中には入札書のみを入れ、それ以外の書類は入れないこと。

（押印する場合　※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須）

委　　任　　状

私は　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所
商号又は名称
代　　表　　者　　　　　　　　　　　　　　印

（受任者）住　　　　所
商号又は名称
氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

注１　委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
２　委任事項は、明確に記載すること。
３　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

（押印する場合　※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須）

復　代　理　委　任　状

私は　　　　　　　　　　　　　を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

復代理人 使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所
商号又は名称
所　属　部　署
氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（受任者）住　　　　所
商号又は名称
所　属　部　署
氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

注１　委任事項は、明確に記載すること。
２　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

（押印を省略する場合　※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可）

委　　任　　状

私は　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所
商号又は名称
代　表　者

（受任者）住　　　　所
商号又は名称
氏　　　　名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先（電話番号）１　：
連絡先（電話番号）２　：

注１　委任事項は、明確に記載すること。
２　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
３　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

（押印を省略する場合　※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可）

復　代　理　委　任　状

私は　　　　　　　　　　　　　　を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所
商号又は名称
所 属 部 署
氏　　　　名

（受任者）住　　　　所
商号又は名称
所 属 部 署
氏　　　　名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）:
担　当　者（会社名・部署名・氏名）:
連絡先（電話番号）１　:
連絡先（電話番号）２　:

注１　委任事項は、明確に記載すること。
２　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
３　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

記載例

（押印する場合　※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須）

委　　任　　状

私は　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

代　理　人 使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　　　　商号又は名称　　〇〇〇〇株式会社
　　　　　代　　表　　者　　代表取締役　〇〇　〇〇　印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用

（受任者）住　　　　所　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　　　　商号又は名称　　〇〇〇〇株式会社
　　　　　氏　　　　名　　〇〇　〇〇　　　　　印

代理人（受任者）使用印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
　本部長　松村　秀弦　殿

注１　委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
　２　委任事項は、明確に記載すること。
　３　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

記載例

（押印する場合　※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須）

復　代　理　委　任　状

私は　　　　　　　　　　　　　　を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

復代理人 使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所　　○○○○○○○○○○
商号又は名称　　○○○○株式会社
所　属　部　署　　○○支店
氏　　　　名　　支店長　○○　○○　　　印

代理人（委任者）使用印

（受任者）住　　　　所　　○○○○○○○○○○
商号又は名称　　○○○○株式会社
所　属　部　署　　○○支店　○○部
氏　　　　名　　○○　○○　　　　　　　印

復代理人（受任者）使用印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

注１　委任事項は、明確に記載すること。
２　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

記載例

（押印を省略する場合　※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可）

委　　任　　状

私は　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所
商号又は名称
代　表　者

（受任者）住　　　　所
商号又は名称
氏　　　　名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

連絡先は責任者と担当者で2以上記載することが望ましいが、１つしか無ければ１つでも可。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○　○○部　部長　○○　○○
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○　○○部　○○　○○
連絡先（電話番号）１　：○○-○○○○-○○○○
連絡先（電話番号）２　：○○-○○○○-○○○○

注１　委任事項は、明確に記載すること。
２　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
３　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

記載例

（押印を省略する場合　※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可）

復　代　理　委　任　状

私は　　　　　　　　　　　　　を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「令和８年度首都圏等航空写真撮影業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　　　　所　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称　　〇〇〇〇株式会社
所　属　部　署　　〇〇支店
氏　　　　名　　支店長　〇〇　〇〇

（受任者）住　　　　所　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称　　〇〇〇〇株式会社
所　属　部　署　　〇〇支店　〇〇部
氏　　　　名　　〇〇　〇〇

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

連絡先は責任者と担当者で2以上記載することが望ましいが、１つしか無ければ１つでも可。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇　〇〇部　部長　〇〇　〇〇
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇　〇〇部　〇〇　〇〇
連絡先（電話番号）１　：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先（電話番号）２　：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注１　委任事項は、明確に記載すること。
２　共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
３　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

機密性２

別添

仕　様　書

1　件名

令和８年度首都圏等航空写真撮影業務

2　調達目的

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部（以下「当機構」という。）が所管する都市再生事業実施地区等（以下「対象地区」という。）における状況を記録するため、航空写真の撮影を行うものである。

3　調達内容

本調達の範囲は、以下の項目とする。ただし、本仕様書に明示していない業務等についても、本調達に必要な場合はこれを調達範囲とする。

(1)　航空写真（垂直・鳥瞰）の撮影

・仕様書別紙に記載された対象地区について、地区全体が収まる構成で撮影する。
・垂直写真について、敷地境界線が建物等に隠れることがないように撮影する。
・雲、霞、光の反射等がない鮮明な航空写真を撮影し、建物等による陰影等の影響が最小限となるよう最適な時間帯に撮影する。また、周辺建物の高さ等対象地区の特性上、影の影響等を大きく受ける場合は、曇天時の撮影等を提案し機構と協議するものとする。
・地区により撮影方向や撮影枚数が異なるため、詳細は仕様書別紙を確認すること。
・写真はカラーとし、画素数は2,000万画素以上とする。
・詳細な撮影範囲、方向等は当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。

(2)　デジタルデータの作成

・上記(1)により撮影した電子データをＤＶＤに記録する。
・データ形式については、ＪＰＥＧ形式とする。
・ファイル名及びフォルダ構成については、当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。

(3)　インデックスプリントの作成

・上記(1)により撮影した航空写真の検索用資料として、Ａ４用紙１枚（裏面利用可）あたり１地区分の航空写真を出力したインデックスを作成する。また、当インデックスにファイル名、地区名、垂直・鳥瞰（東西南北）の別、撮影日時、撮影した飛行機の緯度、経度及び高度、シャッター速度、絞り等を記載するものとし、記載項目及び配置構成については当機構の指定する職員と協議の上、確定するものとする。

・写真部分の精細度については一般カラーコピー以上の品質とする。
・インデックスを綴じたファイルの冒頭には、目次を付するものとする。

4　履行期限
　令和９年２月12日

5　納品物及び提出書類等
　本調達の納品物は、以下のとおりとする。ただし、全ての納品物及び提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）」第６条第１項により定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合させるものとし、原則として日本語で作成すること。紙媒体についてはＡ４サイズとし、必要に応じてＡ３サイズを使用すること。

(1) 航空写真（垂直・鳥瞰）の電子データ	ＤＶＤ：２部
(2) インデックスプリント	ＤＶＤ：２部、紙：２部
(3) 工程表	紙：１部

　工程表については、契約締結後７日以内に提出し、当機構の指定する職員の承認を得ること。
【納品場所】
　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー15階
　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業調整部企画課

6　工程管理等
　受注者は工程表に基づき適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を適宜当機構へ報告すること。
　受注者は作業実施に際し、当機構の指定する職員と撮影計画等に関する打ち合わせを実施すること。

7　検査及び引渡し
　当機構の指定する職員が航空写真に関するデジタルデータ及びインデックスプリントに関する検査を実施する。
　検査の結果、全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、再撮影や修正等所要の作業等を行った上、当機構の指定する職員が定めた日時までに再納入するものとする。
　検査の結果、合格であることが確認された場合は、納品物一式を用意し、速やかに引き渡すこと。

8　法令遵守

受注者は、航空法（昭和27年法律第231号）第123条に基づいた国土交通大臣の許可を受けていること（なお、許可を受けている法人との撮影に関して運航契約を締結する場合は、この限りではない。）。また、本業務の実施にあたっては航空法等の諸法規を遵守するものとする。

9　著作権等

本業務において発生する著作権は当機構に帰属するものとし、受注者は当機構の事前許可なく使用及び複製してはならないものとする。また、本件著作物について、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

10　秘密保持

受注者は本業務の実施に際して、直接的及び間接的に知り得た情報を業務実施中はもとより業務終了後においても第三者へ漏えいしてはならない。また、受注者は施錠が可能であり、かつ、入退室管理が適切に実施された作業室等において、作業を実施すること。

11　事故報告

受注者は業務実施中に生じた事故等に対し、一切の責任を負うものとする。また、事故等が発生した場合には発生原因、経過等について直ちに当機構へ報告するものとする。

12　損害賠償

受注者は業務実施中に当機構及び第三者に与えた損害について一切の責任を負い、受注者の責任と負担において処理解決するものとする。

13　契約不適合責任

業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する契約不適合個所が発見された場合、当機構が必要と認める修正等必要な作業を受注者の負担において行うこと。

14　協議・指示事項

受注者は本仕様書に不明な点がある場合は、当機構の指定する職員と随時打合せを実施し、当機構の指示に従うこととする。

以　上